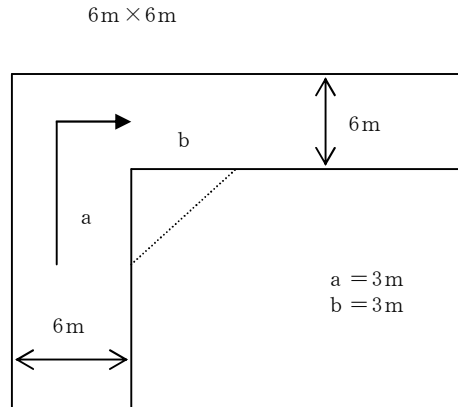
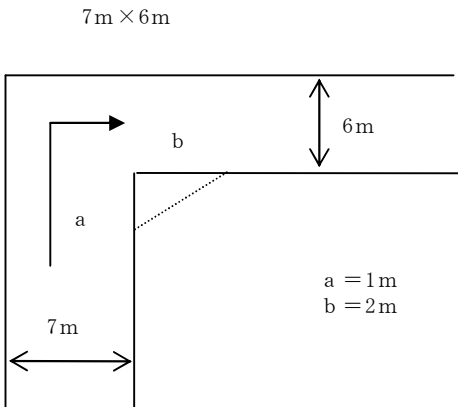


● 1 はしご車すみ切り図 ☆

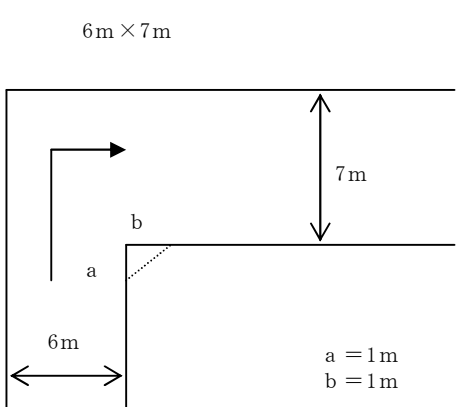
(1)



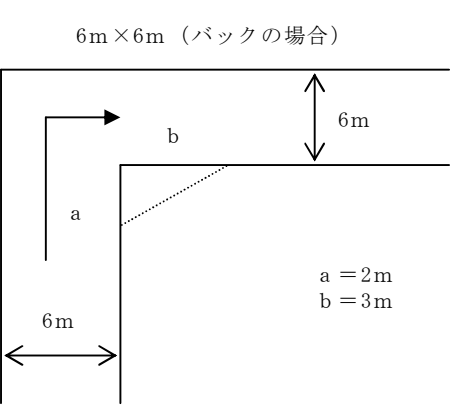
(2)



(3)



(4)



● 2 防火水槽の構造基準 ☆

(※ 開発指導要綱による防火水槽の設置については所轄消防署の地域防災係との事前相談が必要)

第 1 種類

防火水槽の種類は、次のとおりとする

- 1 現場打ち鉄筋コンクリート水槽
建築工事現場で所定の型枠にコンクリートを打ち込んで造る鉄筋コンクリート製水槽
- 2 二次製品水槽
工場において原材料を混合及び成形又は組立を行う等の加工行程を経て生産され、建設工事現場に搬入設置される水槽

第 2 構造

防火水槽の構造は、次のとおりとする。

- 1 防火水槽の容量は 40 立方メートル以上とし、容量の算定は底設ピット及び吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定すること
- 2 地下埋設式とし、土被り厚さは原則として 1メートル以上で、水槽底の深さは底設ピット部分を除き、地上面より 4.5メートル以下であること
- 3 一槽式とし、有蓋及び有底であること
- 4 吸管投入孔は、次によること
 - (1) 吸管投入孔は、一水槽につき 1 箇所以上、水槽の頂版上に取付けるものとし、内径 60 センチメートル以上の丸形とすること
 - (2) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ直結管は、鉄筋コンクリート製を原則とし、水平方向荷重によってずれないように本体に堅固に取付けること
 - (3) 吸管投入孔の開口部には、鋳鉄製の蓋及び蓋枠を設置すること
- 5 吸管投入孔の直下に設ける底設ピットは、次によること
 - (1) 底設ピットの寸法は、角形ピットの場合 60 センチメートル角以上、深さ 50 センチメートルとすること
 - (2) 底設ピットは、構造的に安全で、かつ、水密性に優れた構造とすること
 - (3) 底設ピットと水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造とすること
- 6 水槽の側壁には、吸管投入孔の開口部から作業員が安全に水槽底に降りられるようタラップを設けること
- 7 底版配筋前に行う基礎は、次によること
 - (1) 基礎は、掘削底上に割栗石又は碎石層を施工し、その上に捨コンクリートを施工すること
 - (2) 割栗石又は碎石層は、目つぶし材で空隙を充填すること

第 3 材及び施工方法

防火水槽の材料及び施工方法は、次のとおりとする

- 1 現場打ち鉄筋コンクリート水槽にあつては、次によること
 - (1) コンクリート
コンクリートは、鉄筋コンクリート用のもので、四週圧縮強度で 240Kg f / cm²以上とし、水密性の期待できるものであること
 - (2) 鉄筋
鉄筋は、主鉄筋、配力鉄筋ともに異形棒鋼を使用すること
 - (3) 最小鉄筋量とその配置
水槽本体部（底設ピット部を含む。）は、ダブル配筋を原則とし、その量は、各側、各方向ごとに径 13 ミリメートル以上の異形鉄筋が、最大間隔 40 センチメートルで配すること
 - (4) 鉄筋のかぶり
鉄筋のかぶりは、水槽の内側で 3 センチメートル以上、外側で 5 センチメートル以上とすること

◇ 開発行為に係る指導事項

- (5) 隅角部
水槽本体の隅角部の内側には、ハンチを設けるものとし、当該ハンチには内側鉄筋と同量のハンチ筋を配すること
 - (6) 打継目の止水
打継目をつくる場合は、レイタンス及び不良部の除去、水ぬき、セメントペース塗、モルタル敷等の打継目施工を行うほかに、止水板を入れること
 - (7) 吸管投入孔の取付部
吸管投入孔の鉄筋は、水槽本体の頂版に十分な定着長をもって取付けること
 - (8) 底設ピットの取付部
底設ピットは、水槽本体の底版と同程度の部材厚をもち、鉄筋はダブルで水槽本体の底版の鉄筋と同程度の鉄筋比とすること。
また、底版ピットの鉄筋は、水槽本体の底版に十分な定着長をもって取付けること
- 2 二次製品水槽にあっては、次によること
- (1) 市町村消防施設等整備費補助金交付要綱（昭和48年4月27日消防消第51号）第4条第5項の規定に基づく認定品とすること
 - (2) 材料は、荷重に耐え、土中、水中、空気中において十分な耐久性を持ち、水密性のあるものを使用すること
 - (3) ブロックの継ぎ手は、水密性を確保するため継ぎ手面のシーリング、コーキング等を行うとともに、ボルト等の孔にも防水処理を施すこと
 - (4) オープンケーソン工法における現場打ち鉄筋コンクリート底版の接合部は、次によること
ア 現場打ち鉄筋コンクリート底版が接する部分の側壁の内径は、上側を小さく、下側を大きくすること
イ 現場打ち鉄筋コンクリート底版が接する部分の側壁に、あらかじめインサート筋等を両側に十分な定着長をもって埋め込んでおくこと
ウ 現場打ち鉄筋コンクリート底版が接する部分の側壁に、あらかじめ止水板を埋め込んでおくこと
エ 底版コンクリート打設後十分養生した後、更にシール防水等を行うこと
 - (5) プレキャスト底版と底設ピットの接合は、次によること
ア 底設ピットを現場打ち鉄筋コンクリートとする場合は、プレキャスト底部の開口部より、あらかじめ鉄筋を露出延伸しておき、底設ピットの鉄筋と溶接すること
イ 底設ピットもプレキャストブロックである場合は、あらかじめブロック端部にアンカーボルトやアンカー付鋼材を取付けておき、ボルト締め又は溶接により両者を固定すること
ウ 前記ア、いずれの場合も、更に目地のシール防水を施工すること
 - (6) 吸管投入孔を現場打ち鉄筋コンクリート製とする場合は、プレキャスト頂版の開口部よりあらかじめ鉄筋を露出延伸しておき、吸管投入孔の鉄筋と溶接すること
 - (7) 吸管投入孔もプレキャストブロックである場合は、あらかじめ頂版ブロックにアンカーボルトを埋め込み、ボルト締めする等により両者を堅固に固定すること

◆ 通知

○ 開発に関する消防の指導方針

昭和49年8月1日
昭和51年6月1日一部改正
平成23年12月26日一部改正

- 1 目的
開発区域等における災害の防止と有事に際し消防隊の諸活動を円滑に行うため、進入路及び消防水利等を適正に設置することを開発者に指導し、防災上安全な住みよい都市づくりを目的とする。
- 2 消防水利の設置基準
開発区域等の消防水利の設置は、消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づくほか次によるものとする。
 - (1) 消火栓
ア 半径100m（商工業地域80m）の円を描き十分その円でおおわれるよう設置するものとする。
イ 水道管が複線で布設されるときは、千鳥に設置し交差点には設置しないものとする。
ウ 開発の規模並びに付近地理の状況によりその設置数を増減することができる。
 - (2) 防火水そう（40立方m級）
ア 開発面積10,000㎡以上20,000㎡未満に1個を設置し、20,000㎡を超える毎に1個を加え設置するものとし、端数が出た場合は原則として切り上げるものとする。
イ 用地は最少限度35.75㎡（5.5m×6.5m）以上の面積を確保するものとする。
ただし、用地の確保に支障のあるときは、他の適所を選定するものとする。
ウ 防火水そうの規格構造は、消防局で設置しているものに準ずるものとする。
エ 一般公衆の出入しない企業等の構内に設置する防火水そうについては、これによらない規格構造とすることができる。
オ 開発の規模並びに付近地理の状況により、その設置数を増減することができる。
 - (3) その他の水利
水道管が小口径で消火栓を設けることが出来ない場合は、これにかわる消防水利を考慮するものとする。
- 3 消防水利の標識
消防水利を設置したときは、消防局の指示する標識を設けるものとする。
- 4 消防活動等に関する事項
 - (1) 開発区域に3階以上の中高層建物を建設するときは、次によるものとする。
ア 架空線は敷地を含む外周について、梯子車の伸梯活動に支障のないよう空間を確保するものとする。
イ 人命救助、消火活動を迅速に行うため、敷地内に消防車両の進入路を建物の末端まで設けるものとする。
ウ 進入路の入口は、すみ切り（2.12m・・・3m確保）のうえ、巾員5m以上とり、地盤を強度にし、梯子車が緊急時、すみやかに通行の出来るよう配慮するものとする。
エ 進入路が車両駐車場の混同があるときは必要により区画線等に表示するものとする。
 - (2) その他防災上、又は消防活動上必要と認められる消防車両の通行道路等について、指示するものとする。
- 5 消防用地の確保
大規模な開発でその面積概ね100,000㎡以上にあつては、地域事情と消防力の守備範囲を検討し、消防出張所等の用地を必要とするときは、位置及び用地の面積について協議のうえ確保するものとする。
- 6 関係図書の提出
開発者は、次の関係図書等を提出するものとする。
 - (1) 開発区域見取図
 - (2) 開発計画平面図
 - (3) 消防水利（消火栓、防火水そう等）配置計画図

- (4) 防火水そう設計、構造図（強度、容量、計算式を含む）
- (5) その他消防上必要とする図書
- 7 検査
- (1) 中間検査
防火水そうを設置する場合、配筋工事完了時点で中間検査を受けるものとする。
- (2) 完成検査
消防水利施設及び消防活動上の指導事項が完成したならば、次の事項に留意し完成検査を受けるものとする。
- ア 防火水そうは、乾燥した状態とし清掃しておくこと。
- イ 消防水利の標識は、堅固に建植しておくこと。
- ウ 防火水そうの築工工事進行状況の写真及び防水保証書の写を提出すること。
- エ その他消防水利設置に係る関係図書を提出すること。
- オ 自然水利等を消防水利として活用するときは、消防車の部署位置を整備しておくこと。
- カ 消防車両の進入路及び消防活動上のことについて整備しておくこと。
- 8 その他
- (1) 帰属管理
ア 開発行為に伴い設置された消防水利及びその土地の帰属管理については、原則として市に採納するものとする。
ただし、市と開発者との協議により、帰属管理が開発者となる場合には指定消防水利とする。
- イ 消火栓は水道局の指示によるものとする。
- (2) 消防水利の指定
一般公衆の出入しない企業構内に設置した消防水利については、指定消防水利とする。
- (3) 消防水利の完成後市へ採納した後も構造上の欠陥により漏水等の故障で使用困難が生じたときは、開発者の責任のもとに補修するものとする。ただし、補修期限は、採納した日から2年以内とする。
- (4) その他
この方針に定めのない事由が発生したときは、開発者、消防局両者が協議し、住民福祉の精神に則り善処するものとする。
- 附 則
昭和49年8月1日付、開発区域内における消防の指導方針を昭和51年6月1日付一部改正し同日から施行する。
- 附 則
昭和51年6月1日付、開発区域内における消防の指導方針を平成23年12月26日付一部改正し同日から施行する。

- (設置計画)
- 第34条 開発区域等における災害の防止及び有事の際に消防隊の諸活動が円滑に行われるよう、消防車両の進入路及び消防水利等を適正に設置するものとする。
(消防水利の設置基準)
- 第35条 開発区域内の消防水利の設置は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づくもののほか、次の各号によるものとする。
- (1) 消火栓
ア 半径100m（商工業地域は80m）の円を描き十分その円で覆われるよう設置するものとする。
イ 水道管が複数で布設されているときは、千鳥に設置し交差点には設置しないものとする。
- (2) 防火水槽（40立方m級）
ア 開発面積1ha以上2ha未満に1個を設置し、2haを超える毎に1個を加え設置するものとし、端数が生じた場合は原則として切り上げるものとする。
イ 用地は最小限35.75㎡（5.5m×6.5m）以上の面積を確保するものとする。
ウ 防火水槽の規格構造は、消防局で設置しているものに準じるものとし、消防局と協議するものとする。
- (3) その他の水利
水道管が小口径で消火栓を設けることができない場合は、これにかわる消防水利を設置するものとする。
(消防活動等)
- 第36条 開発区域内に3階以上（地階は除く）の中高層建築物を建築するときは、次によるものとする。
- (1) 架空線は、敷地を含む外周について、梯子車の伸梯活動に支障のないよう空間を確保するものとする。
- (2) 人命救助、消火活動を迅速に行うために、消防車両等が緊急時に速やかに進入できるよう、敷地内に隅切を伴った幅員5m以上の進入路を、建物の末端まで設けるものとする。
- (3) 進入路に車両駐車との混同があるときは、必要により区画線等で表示するものとする。
(その他)
- 第37条 その他必要な事項については、消防水利の基準等によるものとする。

◇ 要綱

○ 新潟市開発指導要綱（抄）

第6章 消防施設

(消防施設)

- 第16条 開発者は、開発区域内には、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に従い消火栓、防火水槽等を設置しなければならない。
- 2 開発者は、消防施設を設置した箇所には、消防水利標識を設置しなければならない。
(消防活動のための空間確保)
- 第17条 開発者は、中高層建築物の建築を目的とする開発行為にあつては、消防活動が安全かつ容易となるよう空間を確保するものとする。

○ 新潟市開発行為技術基準（抄）

第6章 消防施設に関する基準

◇ 開発行為に係る指導事項